



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年 8月15日金曜日 第2597号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 678
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 678
 保安林の指定施業要件の変更予定（2件）.....（森林整備課）... 679
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 679
 県指定試験機関の住所並びに二級建築士試験及び木造建築士試験の事務を行う事務所の所在地の変更の届出.....（建築住宅課）... 679
 指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 680
 建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 680

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）... 680

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則及び愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則.....（警察本部警務課）... 680

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....（警察本部生活安全企画課）... 683

告 示

○愛媛県告示第956号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年 8月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
医療法人社団久和会立花病院	新居浜市喜光地町1丁目13番29号	医療法人社団久和会	精神通院医療	平成26年 8月1日
ぽかぽか薬局溝辺店	松山市溝辺町甲627番地	株式会社F E S R E C	精神通院医療（薬局）	平成26年 8月1日

○愛媛県告示第957号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年 8月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社日和	伊予市市場甲419番地3	訪問看護ステーションいちば	伊予市市場甲419番地3	精神通院医療	平成26年 8月1日

○愛媛県告示第958号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 8月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
イオンタウン川之江	四国中央市妻島町字樋之上1795番地 外	大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 大門 淳	三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都港区西新橋三丁目9番4号 代表取締役 加納 岳 三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 代表取締役 白石 正	平成26年 7月4日	平成26年 7月31日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第959号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 8月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町上畑地第1号162から第1号164まで、津島町増穂丁540、丁598の42、丁598の183から丁598の185まで、丁598の194、丁649の1、丁652の1、津島町高田丁962の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

灘丑ノ谷8号74

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第961号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 8月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（3級・4級基準点測量）

2 作業期間 平成26年8月20日から
平成27年3月20日まで

3 作業地域 大洲市（一部）

○愛媛県告示第960号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 8月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町高田丁624、丁626の1、丁627の2、津島町北

○愛媛県告示第962号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定に基づき、県指定試験機関公益財団法人建築技術教育普及センターから次のとおり住所並びに二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成26年 8月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 県指定試験機関の住所

変更前	東京都中央区京橋二丁目14番1号兼松ビル
変更後	東京都千代田区紀尾井町3番6号

2 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を行う事務所の所在地

変更前	東京都中央区京橋二丁目14番1号兼松ビル
変更後	東京都千代田区紀尾井町3番6号

3 変更年月日

平成26年 8月18日

○愛媛県告示第963号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成26年 8月15日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成26年 8月5日

3 指定道路の位置

四国中央市中之庄町字汐汲道131番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 34.67メートル

(2) 幅員 4.85メートル

○愛媛県告示第964号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 8月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-21)第7499号	平成21年8月16日	西岡建材(株)	西岡 義雄	伊予市下吾川946-1	平成26年7月4日	屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 防水工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-22)第13124号	平成22年7月19日	河上工業(有)	松岡 竜也	伊予市上野2438-1	平成26年7月8日	電気工事業 電気通信工事業	建設業の廃止
(般-22)第5761号	平成22年11月5日	大石ガラス店	大石 景秋	松山市久米窪田町664-8	平成26年7月9日	ガラス工事業 建具工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-25)第17240号	平成25年11月21日	ワークシステム・愛媛	篠原 正	松山市久米窪田町1172-1	平成26年7月11日	屋根工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-24)第15120号	平成24年9月6日	(有)松建産業	松本 勝博	松山市西長戸町961-1	平成26年7月29日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-24)第17019号	平成24年5月28日	(株)ラフターハウジング	小越 修司	松山市東本1-4-37	平成26年7月29日	建築工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 8月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 8月1日	特定非営利活動法人 愛媛県ディスコン協会	田 坂 信 一	松山市北井門5丁目21番11号	この法人は、地域の高齢者及び青少年に対して、「生涯スポーツ」に関する事業を行い、高齢者には交流と健康・生きがいづくり、青少年には健全育成と地域の人達の親睦を図り地域活性化に寄与することを目的とする。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第8号

愛媛県警察組織規則及び愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 8月15日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県警察組織規則及び愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

(愛媛県警察組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(生活安全企画課)</p> <p>第33条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第36条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>古物営業法(昭和24年法律第108号)、質屋営業法(昭和25年法律第158号)及び警備業法(昭和47年法律第117号)に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(3) <u>探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)</u> <u>に関すること。</u></p> <p>(4) <u>銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)及び火薬類</u> <u>取締法(昭和25年法律第149号)に関すること(組織犯罪対策課</u> <u>の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(5) <u>高压ガスその他の危険物の取締りに関すること。</u></p> <p>(6) <u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭</u> <u>和32年法律第166号)、放射性同位元素等による放射線障害の防</u> <u>止に関する法律(昭和32年法律第167号)、化学兵器の禁止及び</u> <u>特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)及び感</u> <u>染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成</u> <u>10年法律第114号)に関する事務で県警察の所掌に属するものに</u></p>	<p>(生活安全企画課)</p> <p>第33条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>古物営業法(昭和24年法律第108号)、質屋営業法(昭和25年</u> <u>法律第158号)及び警備業法(昭和47年法律第117号)に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(8) <u>探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)</u> <u>に関すること。</u></p> <p>(9) <u>銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)及び火薬類</u> <u>取締法(昭和25年法律第149号)に関すること(組織犯罪対策課</u> <u>の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(10) <u>高压ガスその他の危険物の取締りに関すること。</u></p> <p>(11) <u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭</u> <u>和32年法律第166号)、放射性同位元素等による放射線障害の防</u> <u>止に関する法律(昭和32年法律第167号)、化学兵器の禁止及び</u> <u>特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)及び感</u> <u>染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成</u> <u>10年法律第114号)に関する事務で県警察の所掌に属するものに</u> <u>関すること(警備課の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(12) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23</u> <u>年法律第122号)に関すること。</u></p> <p>(13) <u>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為</u> <u>の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に関すること。</u></p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第36条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p>

関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に関すること。

(8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に関すること。

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

（ストーカー対策室）

第67条 省略

2 ストーカー対策室は、第33条第7号から第9号までの事務をつかさどる。

3・4 省略

（生活安全部特別捜査隊）

第71条 省略

2 生活安全部特別捜査隊は、第36条第9号の事務をつかさどる。

3・4 省略

（サイバー犯罪対策室）

第72条 省略

2 サイバー犯罪対策室は、第36条第10号及び第11号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

（ストーカー対策室）

第67条 省略

2 ストーカー対策室は、第33条第14号から第16号までの事務をつかさどる。

3・4 省略

（生活安全部特別捜査隊）

第71条 省略

2 生活安全部特別捜査隊は、第36条第2号の事務をつかさどる。

3・4 省略

（サイバー犯罪対策室）

第72条 省略

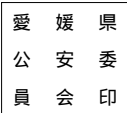
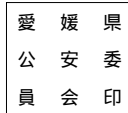


2 サイバー犯罪対策室は、第36条第3号及び第4号の事務をつかさどる。

3・4 省略

（愛媛県公安委員会公印規程の一部改正）

第2条 愛媛県公安委員会公印規程（昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）							
1 愛媛県公安委員会印						1 愛媛県公安委員会印							
項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途	項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途
			縦	横						縦	横		
1～5 省略													
6		かい書	10	10	生活環境課長 交通指導課長 警察署長	1～10 省略	6		かい書	10	10	生活安全企画課長 交通指導課長 警察署長	1～10 省略
7・8 省略							7・8 省略						
9		かい書	18	28	生活環境課長 交通指導課長 運転免許課長 警察署長	1～13 省略	9		かい書	18	28	生活安全企画課長 交通指導課長 運転免許課長 警察署長	1～13 省略

10・						
11						
省略						

注 省略

2 省略

10・						
11						
省略						

注 省略

2 省略

附 則

この規則は、平成26年 9月 1 日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第 3 号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 8月15日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>別表 2（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">部課長の専決事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>（1）～（4）省略</p> <p>（5）生活安全企画課長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">法令</th> <th style="width: 85%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	法令	専決事項											<p>別表 2（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">部課長の専決事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>（1）～（4）省略</p> <p>（5）生活安全企画課長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">法令</th> <th style="width: 85%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>質屋営業法</td> <td> 1 第 3 条第 3 項の規定による質屋営業の不許可通知 2 第27条の規定による他の公安委員会への通知 </td> </tr> <tr> <td>古物営業法</td> <td> 1 第 5 条第 3 項の規定による古物営業を許可しない理由の通知 2 第 7 条第 2 項の規定による第 5 条第 1 項第 1 号又は第 7 号に掲げる事項の変更の届出に係る他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理 3 第 8 条の 2 第 1 項の規定による第 5 条第 1 項第 6 号に規定する方法を用いる古物商について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による供覧の実施 4 第 8 条の 2 第 2 項の規定による第 8 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の変更に係る補正 </td> </tr> <tr> <td>行商従業者証等の様式の承認に関する規程</td> <td>1 第 7 条の規定による行商従業者証又は標識の様式の承認の取消しに係る通知</td> </tr> <tr> <td>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）</td> <td> 1 第 9 条第 1 項の規定による特定事業者の疑わしい取引の届出の受理 2 第 9 条第 3 項の規定による国家公安委員会への通知 3 第 13 条の規定による特定事業者に対する業務報告及び資料提出の要求（警察本部に勤務する警察 </td> </tr> </tbody> </table>	法令	専決事項	質屋営業法	1 第 3 条第 3 項の規定による質屋営業の不許可通知 2 第27条の規定による他の公安委員会への通知	古物営業法	1 第 5 条第 3 項の規定による古物営業を許可しない理由の通知 2 第 7 条第 2 項の規定による第 5 条第 1 項第 1 号又は第 7 号に掲げる事項の変更の届出に係る他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理 3 第 8 条の 2 第 1 項の規定による第 5 条第 1 項第 6 号に規定する方法を用いる古物商について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による供覧の実施 4 第 8 条の 2 第 2 項の規定による第 8 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の変更に係る補正	行商従業者証等の様式の承認に関する規程	1 第 7 条の規定による行商従業者証又は標識の様式の承認の取消しに係る通知	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）	1 第 9 条第 1 項の規定による特定事業者の疑わしい取引の届出の受理 2 第 9 条第 3 項の規定による国家公安委員会への通知 3 第 13 条の規定による特定事業者に対する業務報告及び資料提出の要求（警察本部に勤務する警察
法令	専決事項																						
法令	専決事項																						
質屋営業法	1 第 3 条第 3 項の規定による質屋営業の不許可通知 2 第27条の規定による他の公安委員会への通知																						
古物営業法	1 第 5 条第 3 項の規定による古物営業を許可しない理由の通知 2 第 7 条第 2 項の規定による第 5 条第 1 項第 1 号又は第 7 号に掲げる事項の変更の届出に係る他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理 3 第 8 条の 2 第 1 項の規定による第 5 条第 1 項第 6 号に規定する方法を用いる古物商について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による供覧の実施 4 第 8 条の 2 第 2 項の規定による第 8 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の変更に係る補正																						
行商従業者証等の様式の承認に関する規程	1 第 7 条の規定による行商従業者証又は標識の様式の承認の取消しに係る通知																						
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）	1 第 9 条第 1 項の規定による特定事業者の疑わしい取引の届出の受理 2 第 9 条第 3 項の規定による国家公安委員会への通知 3 第 13 条の規定による特定事業者に対する業務報告及び資料提出の要求（警察本部に勤務する警察																						

		職員に行わせる場合に限る。)
		4 第14条第1項の規定による立入検査の実施(警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。)
		5 第15条の規定による特定事業者に対する指導、助言及び勧告(警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。)
		6 第16条の規定による特定事業者に対する是正命令
	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)	1 第18条第2項の規定による身分証明書の発行
	警備業法	1 第11条第2項の規定による変更届出事項に係る他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理 2 第22条第2項の規定による指導教育責任者資格者証の交付 3 第23条第4項の規定による合格証明書の交付 4 第42条第2項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付 5 第46条の規定による報告徴収等(警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。) 6 第47条第1項の規定による立入検査(警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。)
	警備業法の一部を改正する法律	1 附則第5条の規定による審査(書面審査に限る。)
	警備員指導及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則	1 第4条第1項(第13条において準用する場合を含む。)の規定による指導教育責任者講習の受講申込書の受理 2 第7条第1項の規定による指導教育責任者講習修了証明書の交付 3 第12条第1項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の交付
	警備員等の検定等に関する規則	1 第10条の規定による受検票の交付 2 第11条の規定による成績証明書の交付
	探偵業の業務の適正化に関する法律	1 第13条第1項の規定による探偵業者に対する業務報告及び資料提出の要求並びに立入検査の実施(警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。)

行政手続法	1 第16条第3項（ ストーカー規制法第6条第6項において準用する 場合を含む。）の規定による代理人資格証明の受理 2 第16条第4項（ ストーカー規制法第6条第6項において準用する 場合を含む。）の規定による代理人資格喪失届出の 受理 3～5 省略
省略	

行政手続法	1 第16条第3項（第17条第3項及び第31条並びに ストーカー規制法第6条第6項において準用する 場合を含む。）の規定による代理人資格証明の受理 2 第16条第4項（第17条第3項及び第31条並びに ストーカー規制法第6条第6項において準用する 場合を含む。）の規定による代理人資格喪失届出の 受理 3～5 省略
-------	--

省略	
<u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u>	1 第5条第3項の規定による風俗営業の不許可の通知 2 第31条の6第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付 3 第31条の11第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による映像送信型風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付 4 第31条の21第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に係る処分移送通知書の送付 5 第35条の4第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による接客業務受託営業を営む者に係る処分移送通知書の送付 6 第41条の3第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理 7 第41条の3第2項の規定による管轄公安委員会への通報 8 第42条の規定による飲食店営業等の停止の通知

<u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 昭和60年国家公安委員会規則第1号</u>	1 第17条第2項（第23条において準用する場合を含む。）の規定による承認しない旨の通知
--	--

<u>銃砲刀剣類所持等取締法</u>	1 第5条の3第1項の規定による講習会（第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行う講習会（以下「初心者講習」という。）に限る。）の開催 2 第5条の3第2項の規定による講習修了証明書の交付（初心者講習に限る。） 3 第5条の3第3項（第5条の5第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。）の規定による講習修了証明書の再交付（初心者講習に限る。） 4 第5条の4第1項の規定による技能検定の実施及び技能検定に使用する猟銃の指定 5 第5条の4第2項の規定による合格証明書の交付 6 第5条の4第3項において準用する第5条の3
--------------------	---

	<p>第3項の規定による合格証明書の記載事項の変更等の届出の受理及び書換え又は再交付</p> <p>7 第5条の5第1項の規定による技能講習の実施</p> <p>8 第5条の5第2項の規定による技能講習修了証明書の交付</p> <p>9 第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定による年少射撃資格認定証の再交付</p> <p>10 第9条の14第1項の規定による年少射撃資格講習会の開催</p> <p>11 第9条の14第2項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の交付</p> <p>12 第14条第4項の規定による銃砲又は刀剣類の登録通知の受理</p> <p>13 第16条第2項の規定による銃砲又は刀剣類の登録証の返納通知の受理</p> <p>14 第17条第3項の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受、相続、貸付又は保管委託の届出通知の受理</p> <p>15 第18条の2第3項の規定による刀剣類製作承認通知の受理</p> <p>16 第29条第1項の規定による申出の受理</p> <p>17 第29条第2項の規定による調査及び措置</p>
銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)	<p>1 第17条第2項の規定による講習会(初心者講習に限る。)の日時等の公表</p> <p>2 第20条第1項本文の規定による技能検定の日時等の通知</p> <p>3 第20条第1項ただし書の規定による技能検定の受検申請の却下</p> <p>4 第21条第1項の規定による技能講習の日時等の通知</p> <p>5 第29条第1項の規定による年少射撃資格講習会の日時等の公表</p> <p>6 第35条第6項において準用する同条第2項の規定による関係公安委員会への年少射撃資格認定証の書換えの通知</p>
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)	<p>1 第12条第2項(第43条第2項において準用する場合を含む。)の規定による推薦取消し通知の受理</p> <p>2 第54条(第68条において準用する場合を含む。)の規定による教習射撃場指定申請書の記載事項変更届出書の受理</p>
指定射撃場の指定に関する内閣府令	<p>1 第13条の規定による指定射撃場指定申請書の記載事項変更届の受理</p>
猟銃安全指導委員規則	<p>1 第2条第2項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱状況を関係者に周知させる適当な措置</p>
火薬類取締法	<p>1 第19条第5項の規定による都道府県公安委員会間の連絡</p>
高压ガス保安法(昭和26	<p>1 第74条第1項の規定による高压ガス製造許可等の通報の受理</p>

年法律第204号)	
消防法(昭和23年法律第186号)	1 第11条第7項の規定による危険物製造所等許可の通報の受理
武器等製造法(昭和28年法律第145号)	1 第28条の規定による武器等製造許可等の通報の受理
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	1 第59条第10項の規定による運搬証明書の再交付申請の受理及び運搬証明書の再交付 2 第59条第13項の規定による都道府県公安委員会の間の連絡
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)	1 第50条の規定による不要となつた運搬証明書の返納の受理 2 第51条第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等 3 第51条第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知 4 第51条第1項第3号の規定による都道府県公安委員会の間の連絡 5 第51条第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更届出の代理受理等
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	1 第18条第5項の規定による放射性同位元素等運搬届出の受理 2 第18条第10項の規定による都道府県公安委員会の間の連絡
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)	1 第18条第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への届出の代理受理 2 第18条第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知 3 第18条第3号の規定による都道府県公安委員会の間の緊密な連絡
放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和56年総理府令第30号)	1 第2条第2項の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への放射性同位元素等運搬届出書の代理受理 2 第2条第4項の規定による放射性同位元素等運搬届出書の交付 3 第3条第2項の規定による放射性同位元素等運搬指示書の交付 4 第5条の規定による運搬の状況及び事故の状況の報告徴収
化学兵器の禁止及び特定物質の規	1 第17条第5項の規定による都道府県公安委員会の間の連絡

制等に関する法律	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第3条の2の規定による運搬証明書の書換え 2 第3条の3の規定による運搬証明書の再交付 3 第3条の4の規定による不要となつた運搬証明書の返納の受理 4 第3条の5第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等 5 第3条の5第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知 6 第3条の5第1項第3号の規定による都道府県公安委員会との連絡 7 第3条の5第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更の届出の代理受理等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令	<ol style="list-style-type: none"> 1 第22条の規定による運搬証明書の再交付申請の受理及び運搬証明書の再交付 2 第23条の規定による不要となつた運搬証明書の返納の受理 3 第24条第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等 4 第24条第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知 5 第24条第1項第3号の規定による都道府県公安委員会との連絡 6 第24条第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更届出の代理受理等
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	<ol style="list-style-type: none"> 1 第15条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による処分移送通知書の送付及び受理 2 第16条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告及び資料の提出の要求 3 第17条第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理 4 第17条第2項の規定による他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理 5 第20条の規定による登録誘引情報提供機関に対する情報の提供

(6) 生活環境課長

法令	専決事項
質屋営業法	<ol style="list-style-type: none"> 1 第3条第3項の規定による質屋営業の不許可通知 2 第27条の規定による他の公安委員会への通知
古物営業法	<ol style="list-style-type: none"> 1 第5条第3項の規定による古物営業を許可しない理由の通知 2 第7条第2項の規定による第5条第1項第1号又は第7号に掲げる事項の変更の届出に係る他の

	<p>公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理</p> <p>3 第8条の2第1項の規定による第5条第1項第6号に規定する方法を用いる古物商について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による供覧の実施</p> <p>4 第8条の2第2項の規定による第8条の2第1項各号に掲げる事項の変更に係る補正</p>	
<p>行商従業者証等の様式の承認に関する規程</p>	<p>1 第7条の規定による行商従業者証又は標識の様式の承認の取消しに係る通知</p>	
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)</p>	<p>1 第9条第1項の規定による特定事業者の疑わしい取引の届出の受理</p> <p>2 第9条第3項の規定による国家公安委員会への通知</p> <p>3 第13条の規定による特定事業者に対する業務報告及び資料提出の要求(警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。)</p> <p>4 第14条第1項の規定による立入検査の実施(警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。)</p> <p>5 第15条の規定による特定事業者に対する指導、助言及び勧告(警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。)</p> <p>6 第16条の規定による特定事業者に対する是正命令</p>	
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)</p>	<p>1 第18条第2項の規定による身分証明書の発行</p>	
<p>警備業法</p>	<p>1 第11条第2項の規定による変更届出事項に係る他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理</p> <p>2 第22条第2項の規定による指導教育責任者資格者証の交付</p> <p>3 第23条第4項の規定による合格証明書の交付</p> <p>4 第42条第2項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付</p> <p>5 第46条の規定による報告徴収等(警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。)</p> <p>6 第47条第1項の規定による立入検査(警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。)</p>	

警備業法の 一部を改正 する法律	1 附則第5条の規定による審査（書面審査に限る。）
警備員指導 教育責任者 及び機械警 備業務管理 者に係る講 習等に関す る規則	1 第4条第1項（第13条において準用する場合を含む。）の規定による指導教育責任者講習の受講申込書の受理 2 第7条第1項の規定による指導教育責任者講習修了証明書の交付 3 第12条第1項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の交付
警備員等の 検定等に関 する規則	1 第10条の規定による受検票の交付 2 第11条の規定による成績証明書の交付
探偵業の業 務の適正化 に関する法 律	1 第13条第1項の規定による探偵業者に対する業務報告及び資料提出の要求並びに立入検査の実施（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）
行政手続法	1 第16条第3項（第17条第3項及び第31条において準用する場合を含む。）の規定による代理人資格証明の受理 2 第16条第4項（第17条第3項及び第31条において準用する場合を含む。）の規定による代理人資格喪失届出の受理 3 第18条第1項の規定による不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧の実施 4 第18条第3項の規定による資料の閲覧の日時及び場所の指定 5 第24条第4項の規定による聴聞調書及び報告書の閲覧の実施
風俗営業等 の規制及び 業務の適正 化等に関す る法律	1 第5条第3項の規定による風俗営業の不許可の通知 2 第31条の6第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付 3 第31条の11第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付 4 第31条の21第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に係る処分移送通知書の送付 5 第35条の4第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による接客業務受託営業を営む者に係る処分移送通知書の送付 6 第41条の3第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理 7 第41条の3第2項の規定による管轄公安委員会への通報 8 第42条の規定による飲食店営業等の停止の通知
風俗営業等 の規制及び 業務の適正	1 第17条第2項（第23条において準用する場合を含む。）の規定による承認しない旨の通知

<p>化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)</p>		
<p>銃砲刀剣類所持等取締法</p>	<p>1 第5条の3第1項の規定による講習会(第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行う講習会(以下「初心者講習」という。)に限る。)の開催</p> <p>2 第5条の3第2項の規定による講習修了証明書の交付(初心者講習に限る。)</p> <p>3 第5条の3第3項(第5条の5第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。)の規定による講習修了証明書の再交付(初心者講習に限る。)</p> <p>4 第5条の4第1項の規定による技能検定の実施及び技能検定に使用する猟銃の指定</p> <p>5 第5条の4第2項の規定による合格証明書の交付</p> <p>6 第5条の4第3項において準用する第5条の3第3項の規定による合格証明書の記載事項の変更等の届出の受理及び書換え又は再交付</p> <p>7 第5条の5第1項の規定による技能講習の実施</p> <p>8 第5条の5第2項の規定による技能講習修了証明書の交付</p> <p>9 第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定による年少射撃資格認定証の再交付</p> <p>10 第9条の14第1項の規定による年少射撃資格講習会の開催</p> <p>11 第9条の14第2項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の交付</p> <p>12 第14条第4項の規定による銃砲又は刀剣類の登録通知の受理</p> <p>13 第16条第2項の規定による銃砲又は刀剣類の登録証の返納通知の受理</p> <p>14 第17条第3項の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受、相続、貸付又は保管委託の届出通知の受理</p> <p>15 第18条の2第3項の規定による刀剣類製作承認通知の受理</p> <p>16 第29条第1項の規定による申出の受理</p> <p>17 第29条第2項の規定による調査及び措置</p>	
<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)</p>	<p>1 第17条第2項の規定による講習会(初心者講習に限る。)の日時等の公表</p> <p>2 第20条第1項本文の規定による技能検定の日時等の通知</p> <p>3 第20条第1項ただし書の規定による技能検定の受検申請の却下</p> <p>4 第21条第1項の規定による技能講習の日時等の通知</p> <p>5 第29条第1項の規定による年少射撃資格講習会</p>	

	<p>の日時等の公表</p> <p>6 第35条第6項において準用する同条第2項の規定による関係公安委員会への年少射撃資格認定証の書換えの通知</p>
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	<p>1 第12条第2項（第43条第2項において準用する場合を含む。）の規定による推薦取消し通知の受理</p> <p>2 第54条（第68条において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃場指定申請書の記載事項変更届出書の受理</p>
指定射撃場の指定に関する内閣府令	<p>1 第13条の規定による指定射撃場指定申請書の記載事項変更届の受理</p>
猟銃安全指導委員規則	<p>1 第2条第2項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱状況を関係者に周知させる適当な措置</p>
火薬類取締法	<p>1 第19条第5項の規定による都道府県公安委員会間の連絡</p>
高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)	<p>1 第74条第1項の規定による高压ガス製造許可等の通報の受理</p>
消防法(昭和23年法律第186号)	<p>1 第11条第7項の規定による危険物製造所等許可の通報の受理</p>
武器等製造法（昭和28年法律第145号）	<p>1 第28条の規定による武器等製造許可等の通報の受理</p>
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	<p>1 第59条第10項の規定による運搬証明書の再交付申請の受理及び運搬証明書の再交付</p> <p>2 第59条第13項の規定による都道府県公安委員会間の連絡</p>
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)	<p>1 第50条の規定による不要となつた運搬証明書の返納の受理</p> <p>2 第51条第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等</p> <p>3 第51条第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知</p> <p>4 第51条第1項第3号の規定による都道府県公安委員会間の連絡</p> <p>5 第51条第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更届出の代理受理等</p>
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	<p>1 第18条第5項の規定による放射性同位元素等運搬届出の受理</p> <p>2 第18条第10項の規定による都道府県公安委員会間の連絡</p>

<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)</p>	<p>1 第18条第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への届出の代理受理</p> <p>2 第18条第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知</p> <p>3 第18条第3号の規定による都道府県公安委員会との間の緊密な連絡</p>
<p>放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和56年総理府令第30号)</p>	<p>1 第2条第2項の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への放射性同位元素等運搬届出書の代理受理</p> <p>2 第2条第4項の規定による放射性同位元素等運搬届出書の交付</p> <p>3 第3条第2項の規定による放射性同位元素等運搬指示書の交付</p> <p>4 第5条の規定による運搬の状況及び事故の状況の報告徴収</p>
<p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律</p>	<p>1 第17条第5項の規定による都道府県公安委員会との間の連絡</p>
<p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号)</p>	<p>1 第3条の2の規定による運搬証明書の書換え</p> <p>2 第3条の3の規定による運搬証明書の再交付</p> <p>3 第3条の4の規定による不要となつた運搬証明書の返納の受理</p> <p>4 第3条の5第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等</p> <p>5 第3条の5第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知</p> <p>6 第3条の5第1項第3号の規定による都道府県公安委員会との間の連絡</p> <p>7 第3条の5第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更の届出の代理受理等</p>
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令</p>	<p>1 第22条の規定による運搬証明書の再交付申請の受理及び運搬証明書の再交付</p> <p>2 第23条の規定による不要となつた運搬証明書の返納の受理</p> <p>3 第24条第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等</p> <p>4 第24条第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知</p> <p>5 第24条第1項第3号の規定による都道府県公安委員会との間の連絡</p> <p>6 第24条第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更届出の代理受理等</p>

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	<p>1 第15条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による処分移送通知書の送付及び受理</p> <p>2 第16条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告及び資料の提出の要求</p> <p>3 第17条第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理</p> <p>4 第17条第2項の規定による他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理</p> <p>5 第20条の規定による登録誘引情報提供機関に対する情報の提供</p>
---------------------------------------	--

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

附 則

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。